



多摩クリニック ニュースレター

第28号

2016 Nov. & Dec.

認知症と診断されたら歯科に行きましょう！

“認知症”突然に診断されたその病名は、これまで長年共に過ごしてきた家族を困惑させます。これから、どんなことが起きて、どうなっていくのだろうと。

認知症を示す多くの疾患において、早期より日常生活を介助無しに送ることが困難になります。歯科にまつわる問題も同様です。“認知症になったらまず歯科へ！”この意味は、認知症患者さんに対する歯科の早期の介入は口腔内にいわば貯金を作り、現時点では抗うことが困難な次のステージに備えることができると考えているからです。

認知症の進行に伴い、知的な機能の低下とともに、運動機能の低下もみられます。進行に伴い、患者自身の口腔内管理が困難になり、家族などの介護者による管理や歯科医療者の専門的な管理の必要性が生じます。歯科医療の受療能力が保たれている認知症の初期の段階であれば、集中的かつ積極的な介入により口腔内の整備が可能でです。予後不良を予想できる歯に関しては抜歯処置もやむなしとし、来たるべき積極的な治療が困難になる時期に備えます。

この時期に口腔内環境を管理しやすい状態に整備しておくことは、認知症が進行した際に大きな財産となると考えています。

リーフレット、「認知症と歯科—認知症になる前にすること、認知症になったらすること—」は、以上のようなコンセプトで広く活用いただくために作りました。

口腔リハビリテーション多摩クリニックホームページ

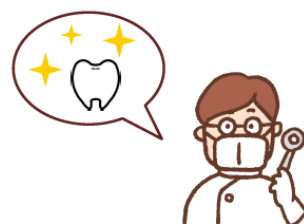
http://dent-hosp.ndu.ac.jp/nduhosp/tama-clinic/useful/10_581cb849e2fbc/upload/20161117-210328-7151.pdf

からダウンロードしてお使いください。



認知症と歯科

—認知症になる前にすること、
認知症になったらすること—



Contents

- 歯科診療って？
- だから早期に
- 認知症の方にみられる歯科の問題
- 記憶障害と歯科にまつわる問題
- 実行機能障害と歯科にまつわる問題
- 手続き記憶の残存と歯科にまつわる問題

- むし歯や歯周病が悪化する
- 入れ歯の扱いが難しくなる
- 窒息事故に注意！
- ご家族へお願い
- 認知症の方に歯科医院は何をしてくれるのでしょうか？

歯科医療関係者向け 子どもの食の問題に関するよくある質問と回答:FAQs

日本歯科医学会重点研究委員会では、子どもの食の問題に歯科医療関係者が適切に対応できるよう、FAQ (Frequently Asked Questions) を作製しています。こちらは、日本歯科医学会のホームページ <http://www.jads.jp/> からご覧になることができます。

FAQの例

Q20 成長とともに好き嫌いが急に増えてしまいました。どうすればよいですか？

A: 好き嫌いとは食の多様性がでてくるためです。あまり神経質にならずに少しずつ、徐々に慣れさせることが大切です。

解説：離乳食が進んでくると、食品や調理方法が多様となって広がりが出てくるために好き嫌いははっきりしてきます。同時に幼児期は、味覚や嗜好形成が発達してくるため、離乳食の味では満足しなくなることもあります。同時に、食べ物への警戒心も増してきます。この時期に、無理に食べさせようとする、食事の時間が楽しいものではなく、情緒面での不安定も起きてくる場合があります。また、咀嚼機能が獲得されていないのに固い食べ物が提供されて機能の食形態が適当でなかったり、味付けが好みに合っていないために拒否する場合がありますので、このような時には単品で出さずに好きな食材に少し混ぜてみたり、かたさ、舌触りや温度を変えてみるなどの対応を試みる事も良いかもしれません。また、年齢とともにしばらくすると嫌がっていた食品を食べる事もあるのであきらめずに間隔をあけて出すことも効果的です。

Question

Answer

解説

連携研修会のお知らせ

摂食嚥下研修会

「食べるを支える」

平成28年度第3回:

平成29年3月7日(火)19時

会場:

小金井宮地楽器ホール

(小金井市民交流センター)

摂食嚥下研修会

発達期障害の理解を深める!

平成28年度第3回:

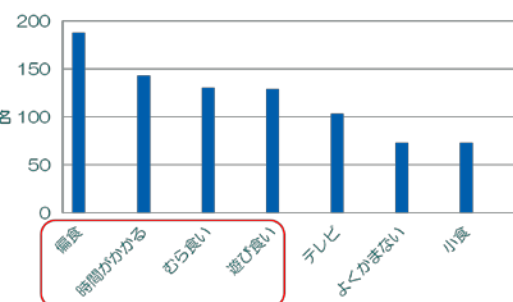
平成29年1月31日(火)18時半

会場:

日本歯科大学

口腔リハビリテーション多摩クリニック

平成26年度の日本歯科医学会調査 で多かった子どもの食事の心配事



平成26年度日本歯科医学会重点研究報告書より

医療的ケア児の支援のための児童福祉法が改正!

児童福祉法第五十六条の六第二項(平成28年6月3日公布、同日施行)において、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援が受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない」と明記されました。これは、自治体の医療的ケア児への対応が義務規定になったということです。今後、各自治体の医療的ケア児への対応が大きく改善することが期待されます。

日本歯科大学 口腔リハビリテーション多摩クリニック

- ・アクセス JR中央線 東小金井駅 南口 目の前
- ・連絡先 〒184-0011 東京都小金井市東町4-44-19
TEL 042-316-6211 Fax 042-316-6212
- ・診療時間 午前9:30-12:00 午後13:00-17:00(最終予約16:00) ※完全予約制
- ・外来



	月	火	水	木	金	土
摂食外来	○	○		○	○	○
言語外来	○	○	休	○	○	○
スペシャルニーズ歯科外来		○	診	○		○
口腔外科外来	○					

年末年始・創立記念日・祝祭日を除く

- ・訪問口腔リハビリテーション
- ・訪問嚥下機能評価(VEIほか)
- ・訪問栄養指導
- ・CT撮影サービス
- ・矯正歯科相談

随時ご相談ください。

